

関係団体 御中

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課長
(公 印 省 略)

京都府地球温暖化対策条例に基づくエコドライブマイスター講習会の開催
について (通知)

平素は、京都府の環境行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、京都府地球温暖化対策条例では、自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出を最小限に抑制するため、すべての運転者がエコドライブに努めることを規定するとともに、50台以上の自動車等を管理されている事業者には、社内でのエコドライブの指導・推進を行う「エコドライブマイスター」の設置を義務付けています。

このたび、エコドライブマイスター選任に必要な知事の指定講習会を開催しますので、会員企業等の関係者に御案内いただきますようお願いいたします。

また、過去に受講済の方及びマイスター選任義務対象外の方も受講可能となっておりますので、車両を管理される方をはじめ、多くの方に本講習会への積極的な参加を呼びかけていただきますよう、併せてお願いいたします。

1 日時

令和6年12月19日(木) 午後2時から午後3時30分まで(受付開始:午後1時50分)

2 実施方法

オンライン (Zoom)

3 内容

(1) 講義Ⅰ:地球温暖化対策に係る京都府の取組

講 師:京都府 総合政策環境部 脱炭素社会推進課

(2) 講義Ⅱ:エコドライブ活動の目的・役割、優秀取組事例、実践方法について

講 師:公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

交通環境対策部/グリーン経営業務室 参事 熊井 大 様

(3) 修了試験

4 申込み

申込フォーム(別添チラシにURL及びQRコード記載)より令和6年12月12日(木)までにお申込みください。

※申込受付が完了した方には、関連資料やZoom接続に必要な情報等を電子メールにて送付しますので必ず御確認ください。Zoomの接続設定等は御自身でお願いいたします。

5 備考

詳細は別添チラシを御覧ください。

担 当	京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課 企画調整係 下村
T E L	075(414)4708
E-mail	datsutanso@pref.kyoto.lg.jp

令和6年度

京都府地球温暖化対策条例で定める講習

エコドライブマイスター講習会

地球にも経済的にもやさしい
「エコドライブ」についての知識を身につけませんか？

ふんわりアクセルできていますか？

アイドリング・ストップが条例の義務なこと、
知っていますか？

日時 2024年12月19日(木)

午後2時から午後3時30分まで(受付開始:午後1時50分頃)

実施方法 オンライン(Zoom)

内容 (1) 講義Ⅰ:地球温暖化対策に係る京都府の取組

講師:京都府脱炭素社会推進課

(2) 講義Ⅱ:エコドライブ活動の目的・役割、優秀取組事例、実践方法について

講師:公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団

交通環境対策部/グリーン経営業務室 参事 熊井 大 様

(3) 修了試験

対象 府内の事業所でエコドライブを推進する方 等

京都府地球温暖化対策条例では、50台以上の自動車等を管理する事業者に
エコドライブマイスターの設置を義務付けています。



申込み 申込フォームよりお申し込みください。[12/12(木)メ]

申込フォーム ▶ <https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/uketsuke/form.do?id=1727947355091>
二次元コードからもアクセスできます

※申込受付が完了した方には、資料や Zoom 接続に必要な情報を電子メールにて送付しますので、
必ずご確認ください。

※Zoom の接続設定等をご自身でお願いいたします。

申込み・問い合わせ先

京都府 総合政策環境部
脱炭素社会推進課 企画調整係

TEL:
075-414-4708

FAX:
075-414-4705

E-mail:
datsutanso@pref.kyoto.lg.jp

【エコドライブマイスターとは】

京都府では、府民や事業者が総ぐるみで地球温暖化対策に取り組んでいくため、「京都府地球温暖化対策条例」を平成18年4月1日から施行しており、全ての運転者がエコドライブに努めることを規定しています。

また、府内で50台以上の自動車等を管理する事業者には、エコドライブを推進する者として「エコドライブマイスター」の選任を義務付けており、これまで1,357名の方が本講習会を受講され、「エコドライブマイスター」としてご活躍されています。